

■復氏届の記載例

復氏届		受理平成 年 月 日	送達平成 年 月 日
平成 年 月 日		届出平成 年 月 日	届出平成 年 月 日
長 宛		〒	〒
姓		やまだ	えいこ
復氏する人の氏名		山田 A子	
出生年月日		昭和27年 6月 30日	
住所		東京都新宿区〇〇	
(市区町村を以て)		山田 A子	
住所		東京都新宿区〇〇	
本籍		山田 ×夫	
復氏する父の氏名		A父	
復氏する母の氏名		A母	
父との続柄		長 ✓	
復氏した後の本籍		東京都中央区●●	
死亡した配偶者の氏名		山田 ×夫	
死亡年月日		昭和29年 5月 30日	
届出者名		川野 A父	
届出者住所		東京都中央区●●	
届出者印		川野 A父	
届出者印		川野 A父	

復氏する人を筆頭者とする新しい戸籍を作る場合は「新しい戸籍を作る」にチェック

可申立書を提出し、許可を得たあとで入籍届を提出します。  
 ③祭祀財産の承継、死後事務委任契約等  
 生存配偶者が死亡配偶者の祭祀財産（系譜・祭具・墳墓の所有権）を承継していた場合は、義理のきょうだい等、ほかに祭祀財産を承継すべき適切な人に承継させましょう。  
 夫とは別の墓に入れてほしいという希望があれば、生前から子どもや葬儀代行業者と、自分が希望する葬

儀方法や埋葬場所等を指示して死後に希望どおりに実行してもらおう契約（死後事務委任契約という）を締結しておくか、遺言書をのこし、希望を記しておくこともできます。  
 ただし、遺言書に記載したとしても、葬儀方法等についてはあくまでも、葬儀方法等についてはあくまでも、遺言書の付言事項であり法的拘束力はありませんので、葬儀方法に強い希望がある場合には、死後事務委任契約を締結しておいたほうがいいでしょう。

事前じっくり考えておきたい  
死後離婚をしたあとの影響

● 姻族関係終了の効果は？

姻族関係終了届を提出すると、姻族関係になったことで生じた地位や権利・義務が基本的には消滅することになるので、扶養を命じられるかもしれない地位や互助義務も消滅します。

姻族関係終了後も存続するものもあります。

たとえば、直系姻族の間では、婚姻をすることができないことになっていますが、この禁止は姻族関係終了届を提出したあとも続くので、義理の父と再婚することはできません。

また、生存配偶者が死亡配偶者のお墓や位牌など(祭祀財産・系譜・祭具・墳墓の所有権)を受け継いだあとに、姻族関係終了届や復氏届を提出したときは、本人やその他の関係人の協議で、その権利を受け継ぐべき人を決める必要があります。

● 死後離婚の家族への影響は？

姻族関係を終了したとしても、生存配偶者や子どもが、死亡配偶者の相続人であることに変わりないので、生存配偶者と子どもは、

死亡配偶者の財産を相続する権利を失うことはありません。

また、子どもは義理の両親の財産を相続する権利も持っています(代襲相続という)、姻族関係を終了したとしても、子どもの代襲相続にも影響はなく、子どもにも不利益が及ぶことはありません。

また、生存配偶者が遺族年金の受給資格を失うことはありません。姻族関係終了届を提出すると、生存配偶者の戸籍に姻族関係が終了した旨の記載がされることとなります。

普通に生活をする限りでは生存配偶者の戸籍を第三者が取得することはないので、届けを出したことを知られることはありません。

● 死後離婚するかどうか悩んだら？

姻族関係終了届の提出は撤回することができませんので、死後離婚をするかどうか悩んでいる方は、一度は信頼できる身内の方に相談することをすすめします。

死後離婚に関する相談に対応できる弁護士に相談することもできます。一人で問題を抱えないことが重要です。